

## 適正なコンクリート工事の実施における遵守事項

コンクリート工事の施工に関する諸基準等は、「一般土木工事等共通仕様書」、「コンクリート標準示法書」や関連法令など多岐にわたっており、コンクリート工事の品質を確保するために特に留意すべき事項としてとりまとめたものであり、発注者および受注者はコンクリート工事の実施において下記の事項が遵守されるよう取り組むものとする。

### 記

#### 1. 受注者の責務

レディーミクストコンクリートの品質確保においては、打設・養生のみにかかわらず工場から現場までのレディーミクストコンクリートの運搬管理も重要であることを認識し、工場出荷以降の品質確保については、受注者が責任を負うものとする。

#### 2. レディーミクストコンクリートの品質確保に関する事項

(1) レディーミクストコンクリート工場（以下、「工場」という。）の選定に関すること

工場選定については、「一般土木工事等共通仕様書」に基づき選定すること。

(2) 運搬に関する事項

過積載や通行規制等の運搬にかかる関係法令を遵守すること。

また、過積載防止のため、納入時には主任技術者等責任者が必ず立会い、伝票等で過積載のないことを確認すること。

(3) コンクリート打設に関する事項

1) 官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。

（完全週休2日を推進する観点からも土曜日・日曜日に現場閉所されることが望ましい。）

2) 原則として、雨天時のコンクリート打設は行わないこと。ただし、少雨時において打設を行う場合には、降雨対策について監督職員と協議すること。

(4) 品質管理の取組に関する事項

練り上がり後の加水や混和剤の混入および届けと異なる材料(骨材等)の使用が行われないよう製造工場や運搬および打設等を行う下請業者を指導し、配合計画書と異なるコンクリートは使用してはならない。

#### 3. その他留意事項

- ・運搬車の洗浄は、洗浄設備のない場所では行わないこと。
- ・運搬車を現場内で洗浄しようとする場合、洗浄水が打設中のコンクリートに混入しないよう配置を計画し、ピット(槽)やベッセル(鋼製箱)等を設置するなど適切に処理すること。
- ・洗浄水を運搬車のドラム内に戻す場合は、高所作業となるため(高さ2メートル未満の箇所を除く)、作業床(足場等)を設けること。ただし、やむを得ず設置出来ない場合は、安全帯を適切に使用すること。

- ・ドラム内に戻した洗浄水は、レディーミクストコンクリートと混ざることがないように、処理施設のある工場等で排出し、適正に処理を行うこと。

#### 4. 遵守事項が守れなかった場合の措置

遵守事項が守れなかった場合には、受注者の責任において原因究明、再発防止策、および施工済みの構造物等への対応策などを記載した報告書を監督職員に提出し措置を講じること。

なお、報告書を提出し監督職員の確認を受けるまでの間はコンクリート打設工事を中断するものとする。